

30 文科高第 375 号
社援発 0807 第 1 号
平成 30 年 8 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公私立大学長 殿
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各地方厚生（支）局長
各関係団体の長

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

文部科学省高等教育局長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令（平成 30 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 104 号）については、平成 30 年 8 月 7 日付けで公布され、同日より施行されます。

これらの省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、関係機関に対し周知を行っていただくようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）、域内の高等学校を所管する指定都市を除く市町村教育委員会及びその他の教育機関に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長におかれては、その管下の高等学校に対して、本改正の内容について周知を行っていただくようお願いいたします。

1. 改正の趣旨

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「学校規則」という。）第 8 条第 4 号及び第 5 号においては、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第 2 項第 4 号の規定に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学校等」という。）における介護福祉基礎等の科目を教授する教員の配置等所要の要件を定めているところ、学校規則附則第 6 条第 2 項及び第 3 項において経過措置が設けられている。これについて、今般、福祉系高等学校等における教員の確保が円滑に行われるよう、所要の改正を行う。

あわせて、法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する学校又は養成施設（以下「介護福祉士学校等」という。）に係る教育の内容を定めた学校規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号。以下「養成施設規則」という。）における別表について、厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書等を踏まえ、認知症高齢者の増加などに伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる介護福祉士を養成するため、同別表第 4 に規定された教育内容の見直しを行う。

その他所要の規定の整備を行う。

2. 改正の内容

(1) 福祉系高等学校等の教員要件の経過措置の見直し（学校規則附則第 6 条第 2 項及び第 3 項関係）

介護福祉基礎等の科目を教授する教員について、平成 26 年 4 月 1 日以降に文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（以下「講習会」という。）を受講した一定の者についても、当分の間、介護福祉士等の資格を有する者としてみなすこととする。

なお、講習会の開催に関する申請手続について、別途、定めることとしている。

(2) 介護福祉士学校等の養成課程における教育内容の見直し（学校規則及び養成施設規則別表第 4 等関係）

- ① 学校規則及び養成施設規則の別表第 4 に定める介護福祉士学校等の教育内容について、介護の質を高めるために必要なチームマネジメントの能力を養うため、所要の科目の時間数を拡充する（30 時間→60 時間）。
- ② その他別表第 4 に係る経過措置等を含めた所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日等

施行日 : 平成 30 年 8 月 7 日（公布日施行）

適用日 :

法第 40 条第 2 項第 1 号に規定する学校又は養成施設のうち

修業年限が 4 年以上のもの 平成 31 年 4 月 1 日

修業年限が 3 年以上 4 年未満のもの 平成 32 年 4 月 1 日

修業年限が 2 年以上 3 年未満のもの 平成 33 年 4 月 1 日

法第 40 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に規定する学校又は養成施設 平成 31 年 4 月

1日

ただし、適用日以前に入学し、留年等をした場合、旧カリキュラムの適用を受ける者が新カリキュラムの授業を受ける必要があるが、その場合は当該新カリキュラムの授業を旧カリキュラムとして履修認定を行うとともに、新カリキュラムに沿った国家試験の実施年度以降については、新カリキュラムのみで実施される授業に関して補講を行うようにするなど、適切な配慮に努めるよう、関係機関に対し周知を図ること。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令
(文部科学・厚生労働三)

○社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令
(厚生労働一〇四)

(告 示)

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
(財務二〇〇、二〇七)

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示
(同二〇八、二一〇)

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第六条第二項第二号及び第三項第二号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示
(文部科学・厚生労働四)

(公 告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任

関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

二六 二七 二八 二九

省 令

○文部科学省令第三号 厚生労働省令第三号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)第二条の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月七日

文部科学大臣 林 芳正
厚生労働大臣 加藤 勝信

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

附則

(介護福祉士の養成に係る高等学校等における教務に関する主任者等の経過措置)

(介護福祉士の養成に係る高等学校等における教務に関する主任者等の経過措置)

2 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の規定により授与された福祉の教科についての高専学校の教員の免許状を有する者又は同法に規定する当該教科についての高専学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者(次項において「免許状所持者等」という。)であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものは、第八号第四号の規定の適用については、当分の間、介護福祉士の資格を有するものとみなす。[号を削る。]

[号を削る。]

[号を削る。]

3 免許状所持者等であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものは、第八号第五号の規定の適用については、当分の間、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有するものとみなす。[号を削る。]

[号を削る。]

別表第四(第五条一第七号関係)

領域	教育内容	時間数		
		第一号学校	第二号学校	第三号学校
人間と社会	人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション 社会の理解 人間と社会に関する選択科目	三〇以上 六〇以上 六〇以上		
合計		二四〇		一五

別表第四(第五条一第七号関係)

領域	教育内容	時間数		
		第一号学校	第二号学校	第三号学校
人間と社会	人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション 社会の理解 人間と社会に関する選択科目	三〇以上 三〇以上 六〇以上		
合計		二四〇		一五

1 この省令の施行の際現に教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の規定により授与された福祉の教科についての高専学校の教員の免許状を有する者又は同法に規定する当該教科についての高専学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者(以下この条において「免許状所持者等」という。)平成二十六年三月三十一日までの間

2 次の各号に掲げる者は、第八号第四号の規定の適用については、当該各号に定める間、介護福祉士の資格を有するものとみなす。

別表第四(第五条一第七号関係)

3 次の各号に掲げる者は、第八号第五号の規定の適用については、当該各号に定める間、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有するものとみなす。

1 免許状所持者等 平成二十六年三月三十一日までの間
2 免許状所持者等であつて平成二十六年三月三十一日までの間において文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会(次号において「講習会」という。)の課程を修了したもの 当分の間
3 免許状所持者等であつて平成二十六年三月三十一日までの間において講習会の課程を修了した者 当分の間

[略]		[略]	
「こころ」からの のしくみ	発達と老化の理解 認知症の理解 障害の理解	二二〇 六〇 六〇	六〇 六〇 六〇
合計		三〇	三〇

[同上]		[同上]	
「こころ」からの のしくみ	発達と老化の理解 認知症の理解 障害の理解	六〇 六〇 六〇	三〇 三〇 三〇
合計		六〇	六〇

別表第四の二(第七条の二関係)

科	目	時間数
人間の尊厳と自立 社会の理解 I 社会の理解 II 介護の基本 I 介護の基本 II コミュニケーション技術 生活支援技術 I 生活支援技術 II 介護過程 I 介護過程 II 介護過程 III 「こころ」からのしくみ I 「こころ」からのしくみ II 発達と老化の理解 I 発達と老化の理解 II 認知症の理解 I 認知症の理解 II 障害の理解 I 障害の理解 II 医療的ケア	人間の尊厳と自立	五
	社会の理解 I	五
	社会の理解 II	三〇
	介護の基本 I	一〇
	介護の基本 II	二〇
	コミュニケーション技術	二〇
	生活支援技術 I	二〇
	生活支援技術 II	三〇
	介護過程 I	二〇
	介護過程 II	二五
	介護過程 III	四五
	「こころ」からのしくみ I	二〇
	「こころ」からのしくみ II	六〇
	発達と老化の理解 I	一〇
	発達と老化の理解 II	二〇
認知症の理解 I	一〇	
認知症の理解 II	二〇	
障害の理解 I	一〇	
障害の理解 II	二〇	
医療的ケア	五〇	
合計		四五〇

別表第四の二(第七条の二関係)

科	目	時間数
人間の尊厳と自立 社会の理解 I 社会の理解 II 介護の基本 I 介護の基本 II コミュニケーション技術 生活支援技術 I 生活支援技術 II 介護過程 I 介護過程 II 介護過程 III 「こころ」からのしくみ I 「こころ」からのしくみ II 発達と老化の理解 I 発達と老化の理解 II 認知症の理解 I 認知症の理解 II 障害の理解 I 障害の理解 II 医療的ケア	人間の尊厳と自立	五
	社会の理解 I	五
	社会の理解 II	三〇
	介護の基本 I	一〇
	介護の基本 II	二〇
	コミュニケーション技術	二〇
	生活支援技術 I	二〇
	生活支援技術 II	三〇
	介護過程 I	二〇
	介護過程 II	二五
	介護過程 III	四五
	「こころ」からのしくみ I	二〇
	「こころ」からのしくみ II	六〇
	発達と老化の理解 I	一〇
	発達と老化の理解 II	二〇
認知症の理解 I	一〇	
認知症の理解 II	二〇	
障害の理解 I	一〇	
障害の理解 II	二〇	
医療的ケア	五〇	
合計		四五〇

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

第一号 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第三条において「法」という。のうち修業年限が四年以上のもの

第二号 第一号学校のうち修業年限が三年以上四年未満のもの

第三号 第一号学校のうち修業年限が二年以上三年未満のもの

（経過措置）

新規則別表第四の規定の適用の日の前日において現に指定を受けている第一号学校において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

新規則の施行後に法第四十条第二項第一号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、新規則別表第四の規定の適用前においても、同表の規定の例により行うことができる。

（傍線部分は改正部分）

別表第四（第五条―第七条関係）

Table with columns: 領域, 教育内容, 時間数. Rows include '人間と社会' and '合計'.

別表第四（第五条―第七条関係）

Table with columns: 領域, 教育内容, 時間数. Rows include '人間と社会' and '合計'.

別表第五（第七条の二関係）

Table with columns: 科, 科目, 時間数. Rows include '発達と老化の理解I' and '合計'.

別表第五（第七条の二関係）

Table with columns: 科, 科目, 時間数. Rows include '発達と老化の理解I' and '合計'.

附則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。

第一号 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第三条において「法」という。のうち修業年限が四年以上のもの

第二号 第一号養成施設のうち修業年限が三年以上四年未満のもの

第三号 第一号養成施設のうち修業年限が二年以上三年未満のもの

（経過措置）

新規則別表第四の規定の適用の日の前日において現に指定を受けている第一号養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

新規則の施行後に法第四十条第二項第一号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、新規則別表第四の規定の適用前においても、同表の規定の例により行うことができる。

告

示

○財務省告示第二二五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五十五条第十一項の規定に基づき、平成三十年七月二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国債債券（二）年（第三百九十回）

二 発行の根拠法律及び法律 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要

な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第二十号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号、以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に発行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募集の決定をした後に発行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者（以下「非価格競争入札発行」という。）による発行（以下「国債市場特別参加者・第II非価格競争入札発行」という。）

〇財務省告示第二十九号

個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第四項の規定に基づき、平成三十年七月十七日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

- 一 名称及び記号 個人向け利付国庫債券(固定・五年)(第八十七回)
- 二 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六條第一項
- 三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行 額 額面金額で二百三十五億七千四百三十七万円
- 五 最低額面金額 一万円
- 六 振替 単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 七 発行 日 平成三十年七月十七日
- 八 発行 価 格 額面金額百円につき百円
- 九 利 率 年〇・五パーセント
- 十 初 期 利 子 平成三十一年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ)。

額面金額 $\times \frac{0.05}{100} \times \left(\frac{1 - 2}{2 - 365} \right)$

〔平成三十一年一月十五日以後の場合〕

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利息に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100})}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100}$$

- 十一 第二期以後の利子 毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
- 十二 償 還 期 限 平成三十一年七月十五日
- 十三 償 還 金 額 額面金額百円につき百円
- 十四 払 込 期 日 平成三十一年七月十七日
- 十五 払 込 場 所 日本銀行の本店又は支店
- 十六 中途換金の取扱い 中途換金の買取りは、平成三十一年七月十五日以後に行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

〔平成三十一年七月十五日から平成三十一年一月十五日までの間の場〕

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利息に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100})}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100}$$

〔平成三十一年一月十五日以後の場合〕

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利息に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100})}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100}$$

十七 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む)が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村(特別区を含む、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。)の区域において、災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成三十一年七月十五日以前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

〔平成三十一年一月十五日から平成三十一年七月十五日までの間の場〕

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利息に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100})}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100}$$

〔平成三十一年一月十五日以前の場合〕

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利息に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100})}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100}$$

- 一 名称及び記号 個人向け利付国庫債券(変動・十年)(第九十九回)
- 二 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六條第一項
- 三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行 額 額面金額で二千五百六十三億四千四百七十五万円
- 五 最低額面金額 一万円
- 六 振替 単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 七 発行 日 平成三十年七月十七日
- 八 発行 価 格 額面金額百円につき百円
- 九 利 率 年〇・五パーセント
- 十 初 期 利 子 平成三十一年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ)。

額面金額 $\times \frac{0.05}{100} \times \left(\frac{1 - 2}{2 - 365} \right)$

〔平成三十一年一月十五日以前の場合〕

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利息に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100})}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100}$$

- 十一 初 期 利 子 平成三十一年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ)。
- 十二 第二期以後の利子 毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。
- 十三 償 還 期 限 平成四十年七月十五日
- 十四 償 還 金 額 額面金額百円につき百円
- 十五 払 込 期 日 平成三十年七月十七日
- 十六 払 込 場 所 日本銀行の本店又は支店
- 十七 中途換金の取扱い 中途換金の買取りは、平成三十一年七月十五日以後に行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

〔平成三十一年七月十五日から平成三十一年一月十五日までの間の場〕

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利息に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100})}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100}$$

〔平成三十一年一月十五日以後の場合〕

$$\frac{\text{額面金額} + \text{経過利息に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100})}{100} + \text{第二期利子に相当する金額} \times \frac{79,685}{100}$$

十八 中途換金の特例 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む)が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村(特別区を含む、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。)の区域において、災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成三十一年七月十五日以前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

- 十九 元利金支払場所 日本銀行
- 〇文部科学省 厚生労働省告示第四号

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令(平成三十年文部科学省令第三号)の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第六條第二項第二号及び第三項第二号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。
平成三十年八月七日

改正後	改正前
社会福祉士介護福祉士学校指定規則第六條第二項及び第三項に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準	社会福祉士介護福祉士学校指定規則第六條第二項第二号及び第三項第二号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準
社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第二号、以下「規則」という。)附則第六條第二項及び第三項に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。	社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第二号、以下「規則」という。)附則第六條第二項第二号及び第三項第二号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。
規則附則第六條第二項及び第三項に規定する講習会の内容は、次の表に定めるもの以上であること。	規則附則第六條第二項第二号及び第三項第二号に規定する講習会の内容は、次の表に定めるもの以上であること。

この告示は、公布の日から適用する。